



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
4月10日  
号外(1)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 監査委員公告

監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

## 監査委員公告

### 監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

滋賀県監査委員	大野和三郎
〃	平岡彰信
〃	奥博
〃	藤本武司

### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	総務部私学・県立大学振興課
監査執行年月日	令和元年7月19日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の結果	滋賀県私立高等学校等学び直し支援補助金において、誤って受給資格のない者に対して交付したため、1,828,224円が過大な支出となっている事例が認められたので、補助金返還の手續等適切な措置を講じるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>事実が判明した後、誤って支給した受給資格のない方々全てに対して、事情を説明し返還についての話し合いを進めてきた。これにより対象者10名のうち3名が返還済みまたは分割による返還となり227,496円が返還された。今後残る7名1,600,728円についても、電話、文書の送付、訪問などの方法により返還に向けた交渉を継続する。</p> <p>再発を防止するため、申請書の様式を資格の有無が容易に確認できる様式に変更するなど、係長が中心となり、係内部のチェック体制を強化した。</p> <p>また、窓口で審査を担当する各学校の事務担当者との連携強化と、知識の底上げを図るため私立学校事務等説明会など、補助金事務の説明機会を2回にすることとした。電話による問合せにもこれまで以上に丁寧な対応を心掛けた。</p> <p>さらに、県が実施する学校調査で補助金調査をする人員を、令和元年度から増員するなど、再発防止に努める。</p>

監査執行対象機関名	総務部総務事務・厚生課
監査執行年月日	令和元年7月16日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の結果	

普通財産の貸付に係る電気使用料において、徴収金額の算定を誤っていたことにより、調定額が1,742,307円過少となっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該事案は、電力量計の桁数を読み誤って計測していたことに起因して、電気使用料の徴収金額を誤って算定していたものであり、再発防止策として、共益費徴収の事務処理を行う際に、検針記録の他、電力量計の写真を添付し、検針記録を複数の者により確認できるように様式、事務手続を改正した。

また、検針をはじめとする共益費徴収にかかる事務が地方によって所管が異なる状況であったので、検針および共益費の算定は総務事務・厚生課が行う等、事務の統一化を図った。

なお、徴収不足分は、全額を令和2年3月5日に徴収した。

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部循環社会推進課
監査執行年月日	令和元年8月1日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の結果	行政代執行費弁償金について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,123,650,743円増加し、5,227,967,234円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	本件収入未済の内訳は、2件の行政代執行に係る弁償金である。 1件目の案件については、滞納者3名の全員から分割納付の方法により定期的な回収を行ったほか、過年度に差し押さえた定期預金の満期到来により回収を行い、令和元年度において670,003円(令和2年1月末日現在)を収納した。 一方で、本件代執行事業は現在も実施中であり、今後も引き続き納付指導を行うとともに財産調査を進め、差押え等も視野に鋭意回収に努める。 2件目の案件については、滞納者6名に対し納付指導等を行い、令和元年度において21,865,149円(令和2年2月末日現在)を収納し、収入未済を解消した。 不法投棄等の事案が発生した際は、その是正に多額の費用と長い時間、多大な労力が必要になることから、休日・夜間を含めたパトロール、監視カメラやドローンによる監視、警察と連携した監視取締りや、地域住民、協力事業者等多様な主体と協働した総合的な監視体制により、不法投棄等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、不法投棄等を許さない地域づくりを目指すとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	商工観光労働部商工政策課
監査執行年月日	令和元年8月5日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の結果	デザイン報酬の支払において、源泉所得税を徴収すべきところ、誤って総額を支払ったため、後日過払い分を収入し所得税を納付していた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	事業執行時に源泉徴収漏れが発生しないよう、源泉徴収が必要となる案件については、あらかじめ支出負担行為決議書等に朱書きで明記することで源泉徴収漏れがないよう確認を徹底している。 併せて、支払時にも再度、源泉徴収が必要となる案件でないか、複数名による確認に努めている。 今後も引き続き、より一層適正な事務の執行に努めていく。

監査執行対象機関名	病院事業庁総合病院
監査執行年月日	令和元年7月24日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の結果	(7) 平成30年度病院事業会計における患者負担金収入について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,121,186円増加し、42,457,552円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、

新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(イ) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成20年4月から正当支給額を上回って支給され、222,236円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(ア) 未収金については、発生防止を図るため、診療費のクレジットカード払いを可能としているとともに、福祉制度等の活用や診療費の分割納入の相談など患者の状況に応じた対応を実施している。また、未収金回収専門の嘱託員を設置し、書面・電話による支払督促、再来時の支払指導、連帯保証人への支払請求を行うとともに、未収金回収業務の外部委託も行うなど多様な手段により、未収金の早期収納に努めている。

これらにより、令和元年5月末日の収入未済額42,457,552円については8,668,666円を収納し、令和2年1月末日時点で33,788,886円となった。

今後も一層未収金の収納促進と発生防止に努める。

(イ) 通勤手当の支給において、県外における鉄道やバスの利用に係る券種の認定を誤り222,236円が過払となっていた事例について、令和元年8月に再認定を行い、過払となっている支給額を5年間に遡り115,108円の戻入措置をし、令和元年12月に完納した。

今後の県外における鉄道やバスの利用に係る通勤手当の認定に際しては、鉄道会社やバス会社のホームページ画面での確認に加え、鉄道会社やバス会社への電話による口頭確認を行うことで最も低廉な券種の確認を徹底し、認定誤りのないよう適正な事務の執行に努める。

監査執行対象機関名	病院事業庁精神医療センター
監査執行年月日	令和元年7月12日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の結果	平成30年度病院事業会計における患者負担金収入等について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,015,108円増加し、11,832,706円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	患者負担金に係る未収金については、主治医はもとより事務局、地域生活支援部および医事窓口が連携しながら、債務者および家族に対する文書や電話等による督促の実施、また、回収困難な案件については、連帯保証人への支払請求や弁護士法人への回収業務委託の実施などにより、早期回収に努めている。 このような取組の結果、令和元年5月末日の収入未済額11,832,706円については、1,550,054円を収納し、令和2年1月末日現在で10,282,652円となった。 今後は、より一層、院内関係職員の情報共有や連携強化を図ることなどにより、未収金の収納促進と新たな発生防止に努める。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局高校教育課
監査執行年月日	令和元年7月30日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の結果	高等学校奨学資金貸付金の償還金等について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ16,656,387円増加し、192,429,298円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済額が増加した大きな要因は、償還金が年々増加し、それに伴い、返還が困難な案件が増加、累積していることにある。 監査の結果を踏まえ、債権管理をきめ細かく行い、滞納が発生すれば速やかに催告を実施し、収入未済の未然防止に努めるとともに、返還が困難な債務者の状況を定期的に確認するよう努めた。 また、過年度分の返還意思の見られない長期滞納者に対し、財政課債権回収特別対策室との共同管理を活用し、訴訟を前提とした徴収体制により、収入未済の解決に取り組んだ。 このような取組の結果、18,830,137円について回収を行い、収入未済額は令和2年1月末日現在、173,599,161

円となった。

今後も粘り強く取り組むことにより、収納の促進と未収金の縮減に努める。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	令和元年7月16日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の結果	<p>地域改善対策修学奨励資金貸付金について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ5,806,346円増加し、160,046,472円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し、個々の債務者の実情に照らした継続的な返還指導について引き続き依頼した。</p> <p>債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、併せて、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、5,090,437円(令和2年1月末日現在)を収納したところであるが、残る154,956,035円については、更なる収納に向け、検討・工夫を重ね粘り強く返還指導を行う。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止に向けては、債務者に対する返還義務の周知徹底や督促の早期実施に努めるとともに、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会の協力を得ながら個別指導に努める。</p>

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の意見	<p>(1) 長期保有地の解消に向けた取組の推進について(総合企画部企画調整課、総務部財政課、琵琶湖環境部循環社会推進課)</p> <p>本県において、県土地開発公社や事業担当課が、当初、事業目的に沿って取得したものの、その後の事業計画の中止等により、利用計画が不明確な状態で長期間にわたり保有されている長期保有地があり、県有財産の適正な利活用の観点等から、早急な対応が求められている。</p> <p>県では、これまで、長期保有地の利活用について、庁内における議論を行ってきたが、大半の土地について、具体的な進展が見られぬまま、今日に至っている。</p> <p>今後、庁内における議論にとどまらず、民間の柔軟な発想も取り入れた、長期保有地の利活用に係る幅広い議論が求められる。</p> <p>については、長期保有地の解消に向けて、民間による利活用も視野に入れた具体的なビジョンを早急に策定されたい。</p> <p>また、県土地開発公社が保有している土地についても、民間への処分等を前提とした具体的な活動を公社とともに早急に行われたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総合企画部企画調整課)</p> <p>県および県土地開発公社が所有する長期保有地の大半は、保安林または市街化調整区域であること、また、接道条件が悪く、高低差の大きい山林であることなどから、大規模な開発が困難な状況となっている。</p> <p>このような厳しい状況ではあるが、令和元年度からは、民間のディベロッパーや大学等にも利活用のアイデアなどを相談し、利活用の可能性について情報収集しているところである。</p> <p>引き続き、関係市町、県土地開発公社とも利活用に係る協議を行うとともに、令和元年度から運用を開始している民間と連携した情報交換の場である「県有資産活用のひろば」なども活用し、民間による利活用や処分も視野に入れた利活用方針の策定を図り、長期保有地の解消に向けた取組を進めていく。</p> <p>(総務部財政課)</p> <p>当課は、土地開発基金の管理を行っているが、関係各課が土地開発基金で取得した土地の状況を把握できていなかったため、令和元年度中に台帳の一元化を行い、土地の所有状況の取得に努めた。</p> <p>また、長期未利用地の解消を関係部局に促していく。</p>

(琵琶湖環境部循環社会推進課)

当課が保有する産業廃棄物処理場用地については、平成9年に地元自治会から地元町(市町合併により現在は市)に対し、公共による廃棄物処分事業は公益性が高いとの認識のもと、行政による公共公益事業用地として利用促進をされるよう要望があり、県において焼却施設の整備を目的に平成12年、平成13年、平成16年に取得した。その後、整備に向け調整を行っていたが、民間での資源化処理が進んでいる状況から、当面、県関与による焼却施設の必要性はないものと考えるとの検討結果により、事業を中止することとした。

当該用地は、土地の立地や形状、法令上の規制等から、活用に向けて困難な状況にあるが、関係市と意見交換を行うなど引き続き情報の把握に努めつつ、地元には十分配慮しながら、活用に関するアイデアについて民間等との情報交換を実施する可能性なども含め、必要な対応を検討していく。

監査結果報告年月日	令和元年12月2日
-----------	-----------

監査の意見
-------

(2) E B P Mの推進について(総合企画部企画調整課、統計課、総務部人事課)

県は、データ分析に基づいて課題等を迅速かつ的確に把握し、有効な対策を講じるため、E B P M(証拠に基づく政策立案)の推進に取り組んでいる。

例えば、県が、毎年実施している県政世論調査は、県民の県政に対する意識や意向を経年推移で把握できる重要な基礎資料であり、これらをしっかり分析し、これからの政策立案にどのように活用していくかも、E B P Mの推進に当たって、取り組むべき課題の一つである。

厳しい財政状況の中で、限られた資源を効果的・効率的に活用し、県民により信頼される行政を展開していくために必要な取組として、早期に全庁的な対応が望まれる。

については、E B P Mを政策立案に当たっての課題把握から、目標設定、有効な対応策の選択、効果の検証、施策見直しへと至るマネジメントサイクルの中で捉え、県政の各分野で有効に活用できるように取り組まれない。

併せて、E B P Mを推進するための人材の確保・育成や、データ利用を行いやすい環境整備についても、目標を定めて計画的に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(総合企画部企画調整課)

データや証拠に基づく効率的かつ効果的な施策の立案などにつなげていけるよう、E B P Mの庁内での普及を進めるとともに、令和3年度の県の施策構築のプロセスへのE B P Mの取組について検討を進めていく。

(総合企画部統計課)

職員の統計リテラシー向上を図るとともに、庁内にE B P Mを理解・定着させるため、研修や庁内の課題についてデータに基づく解決を目指すE B P Mモデル研究事業を実施している。今後も、庁内における実践やアンケート調査の実施方法や結果分析方法をはじめとする業務のニーズ等を考慮して内容の見直し等を検討していく。

データ利用環境整備については、統計資料目録や累年統計表を整備するとともに、県ホームページでも統計データを提供しているが、引き続き随時更新するとともに、研修の中で活用を促進するなど、統計データの整備と情報提供に努めていく。

(総務部人事課)

E B P Mの推進に当たっては、職員が統計リテラシーを身につけることが重要であると認識しており、新規採用職員研修や選択型研修スキルアップコースにおいて、統計リテラシーの向上を図るとともに、E B P Mの考え方や進め方などを学ぶ研修を実施しているところであり、令和2年度においても、統計リテラシーやE B P Mの推進に係る研修を職員研修計画に位置付けて実施していく。

監査結果報告年月日	令和元年12月2日
-----------	-----------

監査の意見
-------

(3) 地籍調査事業の一層の推進について(総合企画部県民活動生活課、琵琶湖環境部森林政策課)

本県の地籍調査進捗率は、平成30年度末において、14%と全国平均52%を大きく下回っており、全国順位も40位と低い状況である。

地籍調査が行われていないと、土地の境界が不明確であるため、災害時の迅速な復旧や土地の有効的・効率的な利活用を図る上で、弊害が懸念される。

このため、土地所有者などに、地籍調査の重要性・有用性を十分に認知していただくため、市町と連携して、啓発活動の更なる充実強化に努められたい。

併せて、積極的な情報提供等、市町への支援を充実するとともに、調査休止市への事業再開に係る支援に取り組まれたい。

また、特に進捗率が1.4%と著しく低い林地について、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく取組を担う市町との連携を密にし、境界の明確化に係る取組を加速化されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合企画部県民活動生活課)

地籍調査については、県民への認知度向上を図るため、市町と連携して大型商業施設等において地籍調査パネル展を実施している。今後は、市町の協力も得ながら、災害復旧の迅速化の効果を重点的に啓発するなど、県民の地籍調査に対する理解を深めてもらえるよう啓発活動の一層の充実に努めていく。

また、市町に対しては、専門技術研修への参加促進や技術的な助言、情報提供等の支援を行っている。今後も市町に対して、地籍調査の最新情報を積極的に提供するとともに、先進地域の情報提供や市民への啓発など、休止市の事業再開に向けた支援に努めていく。

(琵琶湖環境部森林政策課)

境界が不明確であることや、所有者不明森林の存在は、森林の適正な管理が行われていないことを意味し、森林の多面的機能の低下に加え、災害の発生や復旧の遅れなどにつながる懸念される。また、今後更に森林所有者の高齢化や過疎化が進み、境界が不明確な森林の増加が危惧される。

こうしたことから、森林における境界の明確化を促進するため、従来から実施してきた市町および森林組合の取組に対する支援に加えて、森林経営管理法の施行に伴い、令和元年度からは市町や森林組合等を構成員とした滋賀県森林整備協議会を設立して、県が作成した森林の基礎情報データの共有や、県配置の森林情報アドバイザーによる放置林対策に向けた森林所有者間の合意形成のための助言を行うなど、関係機関との連携を強化している。

今後は、さらに、航空レーザー測量による森林資源のより正確な把握や、森林情報のクラウド化による市町との情報共有の実施等について検討するなど、境界の明確化に係る取組の加速化を図っていく。

監査結果報告年月日 令和元年12月2日

監査の意見

(4) 働き方改革の更なる推進について(総務部人事課)

県では、「県庁における健康経営計画」に基づき、全庁を挙げて働き方改革に係る取組を実施しているが、平成30年度においては、7月豪雨やCSF(豚コレラ)への対応や、選挙事務等の増加要因により、知事部局の職員一人当たりの月平均時間外勤務時間数は、18.6時間と対前年度比で4.5%増加した。

また、平成30年7月に人事委員会が実施したアンケート結果において、時間外勤務の発生理由として、「業務量が多いこと」が多く選択されるなど、働き方改革の取組は道半ばと考えられることから、引き続き、業務内容や事務執行プロセスの見直しはもとより、業務量そのものの削減、業務量に応じた人員配置に取り組む必要がある。

については、時間外勤務の多い所属において、業務に精通したOB職員を繁忙期に雇用するなど、正規職員の負担軽減や生産性の向上に資すると考えられる柔軟な対応について検討されたい。

併せて、更なる事務の効率化を図るため、係・室といった小規模単位で、毎週末に1週間の事務の総括と、翌週の事務の予定等について職員間で情報共有を行うなど、より効果的な手法を取り入れるよう検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

OB職員の雇用については、令和元年度、任期付職員として複数のOB職員を採用したところであり、加えて、技術職員の育児休業代替任期付職員として、OB職員の雇用に向けて現在検討を行っている。

また、新規採用職員の前倒し採用を行い、年度途中の業務量増に応じた人員配置等、柔軟な対応に努めていく。

業務の予定や進捗状況の情報共有による事務の効率化については、係・室単位での定期的なミーティングの実施、共有フォルダの利用、グループウェアのスケジュール機能の活用などに取り組んでいる。

今後、仕事の効率化推進期間の取組等を通して、更なる定着を図る。

併せて、RPA(業務プロセスが標準化されているような事務作業をICT活用により自動化すること。)

など新たなICTツールの導入や業務のペーパーレス化等による事務の効率化を推進する。

監査結果報告年月日 令和元年12月2日

監査の意見

(5) 第一次産業の担い手確保・育成について(琵琶湖環境部森林政策課、農政水産部農業経営課、水産課)  
 県では、農業、林業、漁業など、第一次産業の維持・発展を目指して、様々な施策が実施されているが、担い手の減少により、後継者の確保・育成がますます困難になっているとともに、高齢化や人口減少の更なる進展により、今後10年後、20年後を展望すると、業としての維持・存続が懸念される状況も見受けられる。  
 ついては、多面的な価値を有する第一次産業を持続的に将来に引き継いでいくために、就業者の人口構成や年次推移、今後の見通し等について、市町や関係団体と連携して、きめ細かなデータの収集・分析を行い、関係者と共有されたい。  
 その上で、集約化や6次産業化の促進とともに、他分野と連携したまちづくりの魅力発信を支援することなどにより、新規就業者の確保・育成に積極的に取り組まされたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部森林政策課)

本県における林業従事者は、この10年間に40%近く減少し、平成30年度末で262名となっており、そのうち37%が65歳以上であることから、新規就業者の確保・育成、林業従事者の世代交代が、林業振興、ひいては平成30年度から取組を進めている「やまの健康」の実現に向けた重要な課題であると考えている。

このため、令和元年6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開設し、林業従事者をはじめ、森林経営管理法の施行に伴い放置林対策を担う市町職員に対する研修を実施している。また、令和2年度からは新規就業者を対象とした講座をスタートする予定である。当該講座を通じて、受講者に安全な林業技術の基本作業を習得していただき、本県の森林づくりや地域振興の担い手となる人材の確保と育成を加速化させたいと考えている。

併せて、森林・林業・農山村を一体的に捉え、森林の整備や林業の成長産業化への取組、また、地域資源を活用した経済循環による農山村の活性化など、「やまの健康」に資する取組を他分野と連携して推進することで、「森林の適正管理」、「林業の成長産業化」、ならびに「農山村の活性化」を実現し、魅力ある就業環境を整えるなど、新規就業者の確保・育成を図っていく。

(農政水産部農業経営課)

令和2年度には、2020年農林業センサスが実施されることから、そのデータも収集・活用し、就業者の人口構成や年次推移、今後の見通し等を分析し、市町等関係機関と情報共有を図っていく。

また、人・農地プランの実質化を市町等と連携して進める中で、農地の集約化はもとより、経営規模の拡大や法人化を促進するとともに、県の6次産業化サポートセンターを通じて、事業計画作成などの研修会の開催やプランナーの派遣により、引き続き、6次産業化の取組を支援していく。

また、他分野との連携については、商工観光労働部等との連携を密にし、地域特産物・資源のPRや販売等を通じて地域の魅力発信を支援していく。

これらの取組を通じて新規就業者の確保・育成を図っていく。

(農政水産部水産課)

平成28年度にしがの漁業技術研修センター(以下「センター」という。)を開設して以降、琵琶湖漁業への就業を希望する者に対し、琵琶湖漁業に関する情報の提供と就業を見極める機会および就業に向けて必要となる漁労技術を習得するための研修を実施している。

研修の実施に当たって、予め関係団体や関係市と琵琶湖漁業の就業状況や課題を共有し受け入れ態勢を整えた上で、就業希望者と指導者となる現役漁業者のマッチングを行っている。

これまでに、122件の就業相談および36件の研修に対応しており、7名が琵琶湖漁業に就業している。

今後も、センターを通じて、琵琶湖漁業に関する情報の発信や研修を継続し、新たな担い手を確保していく。

また、所得向上による漁家経営の安定を目指す漁業者に対して、漁獲物を自ら佃煮等に加工し販売するような6次産業化等の取組を支援することにより、担い手の育成にも努め、魅力ある琵琶湖漁業の維持・発展を図っていく。

監査結果報告年月日 令和元年12月2日

監査の意見

(6) 事業所における歯科口腔保健に係る取組の強化について(健康医療福祉部健康寿命推進課)

県においては、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「滋賀県歯科保健計画一歯つらつしが21(第5次)一」に基づき、生涯を通じた歯科保健医療対策を推進するため、各ライフステージに応じた対策を推進している。

そうした中で、高等学校卒業後は、歯科健診の機会は少なくなり、平成28年度滋賀県歯科保健実態調査結果によると、従業員に対する歯科健診を実施していない事業所が87.3%となっており、職場での歯科口腔保健に関する意識向上のための啓発活動や具体的な目標を達成するための口腔の保健行動などの取組は不十分と思われる。

また、同調査結果によると、60歳代で噛むことに満足している人の割合は39.2%であり、第4次計画策定時の59.4%(平成21年度調査)よりも減少している。

歯と口腔の健康は、糖尿病等の生活習慣病の予防に寄与し、認知症との関連も報告されていることから、県として、県内事業所に対し、スピード感を持って、歯科口腔保健に係る取組を推進されるよう、目標を定めて積極的に働きかけられたい。

#### 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

県内の企業等を対象とした歯周病と全身疾患の関わり等についての出前講座を、滋賀県歯科医師会への委託により実施し、令和2年1月末現在で、県内16カ所、496人の方々に参加していただいた。この講座では、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な口腔の健康管理を行うことを推進する等、歯科口腔保健に関する意識向上を図った。

また、地域・職域連携の取組の一つとして、草津保健所では、平成30年度に管内の事業所の従業員に対して「働き盛り世代の歯科保健実態調査」を実施し、働き盛り世代における歯科口腔保健に関する課題を整理するとともに、調査結果を参考に、翌令和元年度は、従業員の健康づくりの取組に前向きな事業所に対して、歯科医師会や歯科衛生士会等が実施している出前講座の情報を提供した。

今後は、このような地域・職域連携の取組を他の保健所にも広げていくとともに、事業所における歯科健診の実施については、各事業主または保険者が主体となって実施することから、事業主または保険者に対する効果的な支援を検討するため、他府県の取組状況に係る調査を実施する予定である。

なお、高等学校卒業後の青年期・成人期への取組という観点では、令和元年11月から「きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業」を実施している。これは、県内の大学や量販店において、大学生や子育て中の若い世代の方を対象に、口腔内の健康チェックを実施し、口腔の健康状態の確認を切り口に、全身の健康との関連に気づきを与えるとともに、かかりつけ歯科医による定期的な口腔の健康管理につなげる取組である。

事業所への積極的な働きかけは、「滋賀県歯科保健計画一歯つらつしが21(第5次)一」の目標値である「60歳代で何でも噛んで食べることができる人の割合80%」を達成するための重要な取組と認識し、令和2年度は、先述の出前講座や「きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業」を継続するとともに、地域・職域連携の取組を各保健所に広げるために、保健所担当者会議等において情報共有と実施方法の検討に取り組む予定である。

監査結果報告年月日 令和元年12月2日

#### 監査の意見

##### (7) 介護人材の確保、育成および定着について(健康医療福祉部医療福祉推進課)

県において、2025年には24,200人の介護人材の需要が見込まれているが、その時点で約3,400人が不足すると見込まれている。

不足する人材の確保について、県では生産年齢人口が減少し、高齢者と介護を必要とする者が増加していく中、介護人材の需要の増加が見込まれる。しかしながら、中長期的には若い人材の確保は難しくなることが予想されるため、将来を見据えて、外国人介護人材の確保・育成も大きな柱となると考えられる。

一方、平成30年度介護労働実態調査結果によると、県内の介護職員の離職率は15.0%で、全国平均15.4%と同水準ではあるが、退職理由では「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方への不満」が、全国平均16.5%を上回る21.4%となっており、法人や施設が掲げる崇高な理念と現実とのギャップに意欲を失くす者も多いと推測される。

ついては、介護人材の確保・育成について、年次目標を定め、より具体的・実効性のある対策を検討されたい。

併せて、理事長や施設長などに対し、福祉の原点を再認識する研修を実施するなど、介護人材の定着に資する取組を推進されたい。

#### 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

介護人材の確保・育成に係る年次目標の設定について、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン(以下「プラン」という。)では、2025年までに確保すべき人材数および専門職数を定め、目標達成に向けて取り組んでいる。令和2年度はプラン改定の年となるが、高齢者人口がピークを迎える2045年も見据えて年次目標を設定し、計画策定を行いたい。

介護人材の確保については、有効求人倍率が右肩上がりの現状で、今後、生産年齢人口が減少する一方、高齢者の増加やこれに伴い介護を必要とする者の増加が見込まれる中、2025年に約3,400人の介護職員不足が見込まれることから、誰もが最期の時まで自分らしく暮らせる環境づくりに向けて、外国人介護人材の受入れは必要不可欠であると考えている。

このため、事業者団体等との検討を踏まえ、令和2年度には、事業所による外国人介護人材の受入れを支援する機関を事業者団体とともに設置する。

加えて、介護人材の確保については、広く県民に介護の魅力を伝える取組も重要であるため、実施に向けて取り組む。

また、介護人材の育成については、平成30年度から地域包括ケアの推進に向けた実践を行い、他の介護職のロールモデルとなる介護職のリーダー人材の養成を県独自に開始した。令和元年度は新任期から管理職(役員を含む。)まで魅力ある滋賀の人材が育成される環境を整えるべく、「福祉の理念や考え方、福祉に携わる者の心構え」を学びつつ、各キャリア段階に応じた知識・能力を身に付けるための研修を「滋賀の福祉人育成研修」として創設した。

このうち、管理職コースでは、介護職員の定着に向けて、理事長や施設長を対象に、福祉の原点などを再認識していただく意味も持たせた研修を実施しているところであり、令和2年度においても当該研修を実施する。

監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の意見	<p>(8) 日本農業遺産の活用について(農政水産部農政課)</p> <p>地域における農林水産業の活性化に向けた取組の一環として、県が、地域の生産者、消費者、市町等とともに設立した「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」において、世界農業遺産の認定に向けた取組を進めているが、その過程において、平成31年2月に、「琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業」が「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として日本農業遺産に認定されるとともに、世界農業遺産の候補として承認された。</p> <p>県では、この認定を県産物の高付加価値化、観光振興等につなげようと取組を進めている。</p> <p>取組に当たっては、農林漁業者自身が、この認定をどのように捉え、どのように活用していこうとしているのか、個々の農林漁業者の意欲向上につながっているのかを把握することが重要と考えられる。</p> <p>については、日本農業遺産の認定を契機に、農林漁業者が主体的に行動し、自ら発信者となることによって、県内の農林水産業が活性化され、さらに、所得向上や意欲向上につながるよう、県としても支援されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>日本農業遺産の認定後、「日本農業遺産認定記念キャンペーン」を県内各地の農産物直売所等と連携して実施したほか、首都圏での発信も数回にわたって実施するなど、生産者の所得向上に向け、県産農水産物のPRを行っている。</p> <p>また、生産者自身が日本農業遺産に認められたことを関連商品に表示して発信するなどの動きも生まれてきているほか、令和元年12月に開催した「『世界農業遺産』認定をめざして 第6回シンポジウム」において、農林漁業者自らが発表者として、「琵琶湖地域」の魅力と価値を発信された。</p> <p>引き続き、市町や生産者と連携しつつ、県としても、県産物のブランド力向上につながるよう、PRキャンペーンやモデルツアー、シンポジウムなどを企画し、県内の農林水産業の活性化に向けた取組を実施していく。</p>

監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の意見	<p>(9) 道路の適切な維持管理について(土木交通部道路課)</p> <p>近年、道路の安全対策の重要性が注目されているが、通学路はもとより、その他の道路においても、道路の管理瑕疵が発生しないよう、最善の点検を実施し、道路管理者としての責任を果たすことが必要である。</p> <p>また、本県では自転車によるピワイチも推奨しており、200kmにも及ぶルートでの点検も重要であることか</p>

ら、2015年よりこれらのルートの点検と必要な修繕を実施しているが、今後、ビワイチ参加者の増加が見込まれる中、継続的な点検の実施とともに、事故等の危険が予測される箇所への対策も求められる。

さらに、近年、頻発化・甚大化する地震、風水害等の自然災害による毀損への対応も必要となる。

については、こうした状況を踏まえて、道路管理者として、どこまでの管理が求められるのか、判例等を検証するとともに、最新の技術水準に応じた点検・対策がなされているか、確認されたい。

併せて、その検証・確認結果について、市町道の管理主体である市町への情報提供にも努められたい。

#### 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

判例等を検証した結果、道路は、「管理する主体の財政的、人的物的制約等を考慮すれば、道路を利用する者の常識的秩序ある利用方法を期待した相対的安全性の具備をもって足りるもの(最高裁昭和51年6月24日判決)」とされている。すなわち、道路に絶対的な安全性を要求することは不可能であるから、道路管理者は、道路利用者に社会通念上要求される一般的な利用態度を前提として、予見しうる道路の危険性の有無や程度に応じた管理を行えば足りるとされている。

また、本県の道路の点検・対策状況や自然災害による毀損への対応状況を確認した結果、橋梁やトンネル等の道路施設や道路路面等については、国の定める最新の点検要領により点検を行い、道路橋示方書等の最新の技術基準に基づき必要な対策工事を実施しているところである。

ビワイチについて、令和元年度には、よりきめ細やかな点検を実施するため、点検項目を改訂するとともに、事故等の危険が予測される箇所への注意喚起の看板や路面表示の設置、マップや県ホームページ等での情報発信を行っていく。

なお、検証・確認結果については、通知や研修会の場を活用する等、引き続き市町へ情報提供を行っていく。

監査結果報告年月日 令和元年12月2日

#### 監査の意見

(10) 学校における働き方改革に係る取組の強化について(教育委員会事務局教職員課)

県教育委員会は、平成30年3月に「学校における働き方改革取組計画」を策定し、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」や「部活動指導員促進事業」など新規事業の取組を進めてきたが、目標達成には至っていない。

スクール・サポート・スタッフの配置は、小中学校で教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境整備や教員の超過勤務の要因を軽減できる方策として非常に有効だと考える。

県は「配置は市町が行い、県はそれを支援するものであり、市町の事業に全て応えられている」と説明されるが、平成30年度の実績延べ人数は、12市町で71名、延べ実績時間数は24,256時間、県から市町への補助金(3分の2)の額は15,552千円にとどまっており、働き方改革への県のより強いリーダーシップの発揮を求めるものである。

令和2年度には小学校で外国語科の教科化やプログラミング教育の必修化が予定されるなど、教員の業務は年々増える傾向にあり、策定された取組計画について、学校現場から「超勤縮減を実現する道筋が見えない」などの声が上がらないように、スピード感を持って、スクール・サポート・スタッフの配置の充実を図り、働き方改革の目標達成に向けて、取組を強化されたい。

#### 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

令和2年度予算において、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業については、対前年9,917千円増の43,167千円、部活動指導員配置促進事業については、対前年6,529千円増の28,734千円を計上しており、平成30年度の事業開始以降、順次拡充を図っている。

このほか、これまでの取組の成果や課題を検証するとともに、平成31年1月の中央教育審議会答申や公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法の改正等の諸情勢を踏まえ、本県の「学校における働き方改革取組計画」の改定に取り組んでいるところである。

今後も教職員がいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、より高い教育の実現に向け、学校における働き方改革を一層加速化していく。

監査結果報告年月日 令和元年12月2日

#### 監査の意見

(11) 児童生徒が学習に集中できる環境づくりについて(教育委員会事務局高校教育課、幼小中教育課、特別支援教育課、生涯学習課、保健体育課)

児童生徒が確かな学力を育むためには、授業や家庭学習を充実させ、児童生徒に学習習慣を身につけさせることが重要である。

併せて、成長期の子どもにとっては、生活リズム、生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下と密接に関係していることから、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成することが重要であり、県では「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動に取り組んできた。

また、平成30年9月には文部科学省から、教科書やその他教材等が過重になることで、児童生徒の身体の健やかな発達に影響が生じかねない等の懸念などから、児童生徒の携行品の重さや量について、改めて検討を求める旨の事務連絡が発出されたところでもある。

こうした状況に鑑み、児童生徒の健やかな成長を促し、学習に集中できる環境づくりを進める上で何が求められているのか、その対応ができてきているのかという視点で、今一度、各学校現場の実態調査等を行うとともに、その結果を保護者と共有することが重要と考えられる。

については、こうした実態把握を踏まえ、学校設置者、教育委員会、学校長、保護者、関係団体等、子どもに関わる全ての主体が連携して、児童生徒が学習に集中できる環境づくりに向けた必要な施策が行われるよう、県がリーダーシップをもって、積極的に働きかけられたい。

#### 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局高校教育課)

生徒が学習に集中できる環境づくりについては、各校において、学校の教育目標や生徒に身に付けさせたい力等を共通理解し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うことが重要と考えている。

現在、「『読み解く力』をもとにした探究的に学ぶ力育成プロジェクト」、「『学びの変革』発展プロジェクト」を通して、新学習指導要領で求められている確かな学力の育成を目指すために、「主体的・対話的で深い学び」の実現や探究的な学習の充実に取り組み、好事例については研究発表会を開催し、広く県全体に普及するとともに、各校から報告を求め、実態の把握に努めている。

また、各校においてシラバスを科目ごとに作成し、生徒や保護者等に公表している。生徒はシラバスにより、年間指導計画の中で今回の単元がどこに位置付けられているのかを確認し、見通しを持った学習ができる。さらに、評価方法等の記載により、自己評価と教員からの評価を通して、自らの学習を振り返り、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることもできる。

今後はICT機器の更なる活用を図るなど、生徒が学習に集中できるよう、よりきめ細かい指導を行っていく。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

令和元年度から、県教育委員会では、「第Ⅱ期 学ぶ力向上滋賀プラン(以下「プラン」という。)」において、まずは、子どもたちの基本的生活習慣の定着を図り、「学びを実感できる授業づくり」「学ぶ意欲を引き出す学習集団づくり」「子どものために一丸となって取り組む学校づくり」の3つの視点から取組を進めている。

プランでは「家庭・地域」に向けて、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的生活習慣および家庭における読書や学習の習慣が定着するように呼びかけるとともに、特に、「学びを実感できる授業づくり」の視点において、子ども一人ひとりの学びを大切に授業づくりを推進して、学習習慣をはじめとする基本的生活習慣が定着するよう学校と保護者が連携を図った取組を進めている。

また、令和2年1月29日に市町教育委員会担当者を対象にした第2回「確かな学力」向上対策会議を開催し、児童生徒の携行品等も含め、児童生徒の健やかな成長を促し、学習に集中できる環境づくりについて、各市町教育委員会の取組状況を把握するとともに、今後に向けた取組について協議した。

今後も、各市町教育委員会担当者との協議会を定期的に開催し連携しながら、プランに基づき、児童生徒が学習に集中できる環境づくりを進めていく。

(教育委員会事務局特別支援教育課)

特別支援教育においては、幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を進め、持てる能力の伸長を図り、教科等の指導や作業学習など自立と社会参加に向けた教育活動を充実させることが重要と考えている。

そのため学校は、幼児児童生徒一人ひとりの障害の特性や状態を把握するとともに、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的視点に立ち、一貫した確かな教育的支援を行うために、幼児児童生徒一人ひとりについて、保護者と意思疎通を十分に図りながら、「個別的教育支援計画」を作成し

ている。さらに、具体的に一人ひとりの教育的ニーズを把握した上で、指導目標や指導内容・方法・配慮事項等を盛り込んだ「個別の指導計画」を作成し、関係する教職員の共通理解のもと適切な指導に努めている。

また、障害のある幼児児童生徒の学習ツールとしてのICT機器の活用は、個に応じた指導・支援において大きな効果を発揮するものであることから、今後は幼児児童生徒の障害に応じたICT機器の選択や活用方法について研究を進め、障害のある幼児児童生徒が学習に集中できる環境づくりを進めていく。

(教育委員会事務局生涯学習課)

県教育委員会では、これまでから「早寝・早起き・朝ごはん」などの子どもの生活習慣づくりや、家庭における学習・読書習慣の定着、子どもの自尊感情や自制心、意欲などを高めるような親のかかわり方の重要性について、子育て支援の取組やPTA、企業等と連携しながら啓発活動を進めている。

基本的な生活習慣づくりについては、令和元年度は、長浜市において、余呉中学校区が文部科学省委託事業「早寝・早起き・朝ごはん」推進校として、基本的な生活習慣の維持・向上、定着の取組について成果の検証を行ってきた。令和2年度には、竜王町においても推進校の取組を展開する予定であり、両市町の取組を県下に広く周知していく。

また、今後も、企業や商業施設へ出向いての親子の読み聞かせ活動の啓発や、PTA・企業内における家庭教育学習講座を実施するとともに、様々な課題を抱えつつ、自ら相談の場などにアクセスすることが困難な家庭も多い現状を踏まえ、令和2年度からは、不安や悩みを抱える家庭へ支援を届ける「訪問型家庭教育支援」の普及に取り組む予定であり、児童生徒が学習に集中できる環境づくりに向け、家庭教育の基盤構築を図っていく。

(教育委員会事務局保健体育課)

児童生徒が学習に集中するためには、健やかな心身の育成や健康の保持増進により、健康的な生活習慣を身に付けることが重要であることから、特に、健全な食生活、適切な運動、休養および睡眠が必要となってくる。

県教育委員会としては、学校給食を通じて、「ぐっすり睡眠＋しっかり朝食」を目指して、食に関する指導を行うほか、毎年朝食摂取に関する調査を行い、その結果を公表するなど、より多くの児童生徒が朝食の大切さを意識し、欠かさず食べてくるように、各市町教育委員会や各学校における積極的な食育活動を促進している。

また、体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素であることから、本県ではスポーツ庁の全国体力・運動能力、運動習慣等調査(以下「全国体力等調査」という。)と併せ、小学校から高等学校までの全ての学年の体力調査を行い、その把握に努めている。

令和元年度の全国体力等調査において、全国的に体力が低下傾向の中で、本県にあっては、その傾向がさらに顕著であり、子どもたちの学校生活のみならず、将来の社会生活に必要な体づくりや健康維持が懸念される状況にある。

そこで、保護者をはじめとした教育関係者と課題を共有し、それぞれの主体の積極的な活動につながるよう、保護者向けの情報誌「教育しが(12月号)」では学校での食育の取組を、また2月号では全国体力等調査結果を取り上げ、参考になる優秀な取組や重要なポイントについて周知を図った。

今後とも、必要な調査を実施し、各市町教育委員会、学校長、保護者等と課題を共有しながら、子どもたちが望ましい食習慣を身に付け、運動を通して体力を向上させ、健康的な生活を送ることができるよう、必要な取組を行っていく。